

地域貢献活動計画書（変更後）

平成 30年 5月 13日

北海道知事 様

提出者

住 所 旭川市流通団地1条1丁目

氏 名 株式会社 道北アークス  
代表取締役 六車 亮

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名 称	ウエスタン川端ショッピングセンター
所 在 地	旭川市川端7条10丁目2213-23
地域貢献活動計画書の提出年月日	平成 26年 3月 12日

2 地域貢献活動計画の変更

変 更 年 月 日	平成 29年 5月 5日
変 更 の 理 由	地域貢献活動の担当者が変更の為

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項 目	活動内容	実施時期	具体的な取組


(2) 地域貢献活動の担当者

所 属 名	株式会社道北アークス ウェスタン川端店
職 氏 名	店長 藤本 一哉
電 話 番 号 等	0166-52-8111

<担当者連絡先>

所 属 名	株式会社道北アークス 開発統括部
職 氏 名	取締役 六車 修
電 話 番 号	0166-47-2818
電子メールアドレス	<a href="mailto:0-muguruma@arcs-g.co.jp">0-muguruma@arcs-g.co.jp</a>

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。
- 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。